

児童生徒・保護者の皆さんへ

～タブレット端末をご家庭で使うときのお願い～

むつ市教育委員会

令和5年12月

タブレット端末は皆さんの学習に役立つ道具であり、ご家庭での学習を充実させるのはもちろん、休校時や非常時にも学びを止めることなく、ご家庭でも学校と同じ学習を進めることが可能となります。

しかし、大変便利な道具ですが、その使い方については、注意しなければならないことがたくさんあります。そのために、『タブレット端末をご家庭で使うときのお願い』を示しました。皆さんでこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

タブレット端末のご家庭への持ち帰りの目的は、ご自宅等でデジタル教材や学習用アプリケーション等の使用を推進し、ご家庭における自学自習の充実を図るためです。

学習活動以外に使用してはいけません。

2 注意事項

【接続に関すること】

- ①ご家庭等の Wi-Fi に接続して使用してください。Wi-Fi に接続することで、ご家庭にいても学校の授業を視聴したり先生とプリントをやりとりしたり、デジタル教材に取り組んだりするなど、様々な機能を活用することができます。なお、接続の際に生じる通信料金等についてはご家庭の負担となります。また、通信環境が整っていないご家庭については、学校へご相談ください。
- ②タブレット端末やアカウント、パスワードを第三者に貸したり、教えたりしてはいけません。また、個人情報やむやみに入力してはいけません。
- ③学校から指示を受けていないファイルのダウンロードや、ソフトウェア及びアプリをインストールしてはいけません。
- ④学習に必要なのないウェブサイトを開覧してはいけません。
- ⑤アプリ内課金及び金融決済をしてはいけません。

【使用に関すること】

- ①「Google Meet」等でオンライン授業に参加するときは、必要に応じて画面と音声を OFF にしてください。
- ②タブレット端末を使用する際は良い姿勢を保ち、目とタブレット端末の距離を30cm以上離して使用してください。
- ③タブレット端末を1時間程度使用した後は、席を立って外の景色を見るなど目を休ませてください。
- ④ものを食べたり飲んだりしながら使用することは控えてください。
- ⑤小学生は21時まで、中学生は22時まで使用を終わらせ、それ以降は、保護者の目の届くところで保管してください。
- ⑥タブレット端末の充電については、各家庭でお願いします。なお、ご家庭でタブレット端末を充電した際に生じる電気料金については、ご家庭の負担となりますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ご家庭での充電については市販のUSBケーブル（C端子）でも行うことができますが、純正品よりも充電に時間がかかったり、接続が上手くいかなかったりすることがあるため、目の届くところで充電を行ってください。
- ⑧タブレット端末とデジカメ、スマートフォン等をケーブルでつなげると、写真データを移行することができます。移行するデータは学習に必要なものとします。学習に関係のないデータの移行は控えてください。

【その他】

- ①タブレット端末は大切に扱い、故障や破損があったらすぐに学校へ連絡してください。故障や破損の事由によっては、修理代を負担していただく場合があります。
- ②精密機器ですので、落下や水没等がないようお声がけください。また、持ち運びする時は、必ずランドセルか通学用カバンなどに入れてください。

※注意事項の内容については、学校で使用する際も同様に指導します。

3 その他

使用の約束についての詳細は「むつ市立学校教育用端末等の貸与及び運用に関する要綱」をご一読いただき、その内容を遵守してください。

なお、本資料や要綱については、むつ市教育委員会学校教育課及び各学校のホームページから閲覧することができます。